

# 健康保険 資格確認書 交付申請書

## ( 新規・再交付 )

資格確認書の交付を希望する場合にご使用ください

伺 い	常務	事務長	課長	担当

被 保 険 者 情 報	個人番号 (マイナンバー)	<input type="text"/>			個人番号または記号・番号のいずれかを記載ください。
	記号・番号	記号(左つめ)	番号(左つめ)	生年月日	
	氏名	フリガナ			
	郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>	
	住所	都 道 府 県			

対 象 者 欄	対象者	<input type="checkbox"/> 1 被保険者(本人)のみ <input type="checkbox"/> 2 被扶養者(家族)のみ <input type="checkbox"/> 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分		
	被保険者	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由
	被扶養者①	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由
	被扶養者②	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由
	被扶養者③	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由

理 由 欄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 : マイナンバーカードを紛失したため</li> <li>2 : マイナンバーカードの更新手続き中のため</li> <li>3 : マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため</li> <li>4 : マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため</li> <li>5 : マイナンバーカードを作っていないため</li> <li>6 : マイナンバーカードを返納したため</li> <li>7 : マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため</li> <li>8 : 資格確認書を滅失・き損したため</li> </ol>
-------------	---

事 業 主 欄	上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。
	事業所所在地
	事業所名称
	事業主氏名 電話番号

受付日付印
-------

社会保険労務士の 提出代行者名記入欄
-----------------------

取得

健康保険 被保険者資格取得届

資格確認書の発行が必要な場合は、「健康保険 資格確認書 交付申請書」を添付してください。

令和 年 月 日 提出

伺 い	常務理事	事務長	課長	担当者

提出者記入欄	事業所整理記号		事業所記号	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。		
	事業所名称	〒 -		
	事業主氏名			
	電話番号	( )		

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

被保険者 1	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) 氏(氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年	⑥ 個人番号		⑦ 取得(該当)年月日	9.令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	⑦(通貨) 円	①(現物) 円	⑩(合計⑦+①) 円	⑩ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )			
	⑪ 住民票住所	〒 -					住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )	⑫ 資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者 2	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) 氏(氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年	⑥ 個人番号		⑦ 取得(該当)年月日	9.令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	⑦(通貨) 円	①(現物) 円	⑩(合計⑦+①) 円	⑩ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )			
	⑪ 住民票住所	〒 -					住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )	⑫ 資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者 3	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) 氏(氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年	⑥ 個人番号		⑦ 取得(該当)年月日	9.令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	⑦(通貨) 円	①(現物) 円	⑩(合計⑦+①) 円	⑩ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )			
	⑪ 住民票住所	〒 -					住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )	⑫ 資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者 4	① 被保険者整理番号	② 氏名	(フリガナ) 氏(氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年 月 日	④ 種別	1. 男 2. 女	
	⑤ 取得区分	1. 健保・厚年	⑥ 個人番号		⑦ 取得(該当)年月日	9.令和	年 月 日	⑧ 被扶養者	0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額	⑦(通貨) 円	①(現物) 円	⑩(合計⑦+①) 円	⑩ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )			
	⑪ 住民票住所	〒 -					住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )	⑫ 資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要

常務	事務長	課長	担当者

## 健康保険被扶養者（異動）届

資格確認書の発行が必要な場合は、「健康保険 資格確認書 交付申請書」を添付してください。

正

被保険者欄	被保険者等の記号・番号		被保険者の氏名		生年月日		性別	異動の別	所属店舗	資格取得年月日		標準報酬月額							
	記号	番号	フリガナ		年	月	日	男 増 女 削除		年	月	日	千円						
	〒																		
	TEL									TEL									
申請をする被扶養者欄	被扶養者の氏名		生年月日		性別	被扶養者について		被扶養者になった日	被扶養者でなくなった日	申請理由	同居 別居の別	資格確認書 発行要否	備考						
	フリガナ		年	月	日	男	続柄	収入 (年収)	円	年	月	日	年	月	日	出生・就職・その他	同居 別居	<input type="checkbox"/> 発行が必要	
						女	個人番号												
	フリガナ		年	月	日	男	続柄	収入 (年収)	円	年	月	日	年	月	日	出生・就職・その他	同居 別居	<input type="checkbox"/> 発行が必要	
						女	個人番号												
	フリガナ		年	月	日	男	続柄	収入 (年収)	円	年	月	日	年	月	日	出生・就職・その他	同居 別居	<input type="checkbox"/> 発行が必要	
					女	個人番号													

事業所連絡先	TEL	担当
--------	-----	----

年 月 日提出

上記のとおり被保険者から被扶養者の届出がありましたので提出します。

事業所所在地	〒	
事業所名称		
事業主氏名		
電話番号	(      )	番

- 記入上の注意
- ◎ 収入がある場合は、予想年収を記入してください。
  - ◎ 申請の理由は該当するものに○をしてください。
  - ◎ 資格確認書の発行が必要な場合は「発行が必要」にチェックを入れてください。（要申請書）
  - ◎ 扶養に入れる（増）の場合は個人番号を必ずご記入ください。

社会保険 労務士 提出代行者	
----------------------	--

受付印

	伺	常務理事	事務長	課 長	担 当
い					

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

<b>※ 98</b> —		※欄は記入しないでください。				
退職前の被保険者	記号	番号	資格喪失年月日 <small>(退職日の翌日です)</small>	年	月	日
勤務していた事業所				退職時の標準報酬月額	千円	

保険料の納付について  (必ずご確認ください。)	① 初回の保険料を納付期限までに納付できなかった場合は、任意継続の資格取得申請が取消されます。 ② 2回目以降の保険料を納付期限までに納付できなかった場合は、健康保険法第38条3号により、任意継続の資格が喪失となります。  以上のことを確認しました。      署名 _____
--------------------------------	--

上記のとおり申請します。      ※資格確認書の発行が必要な場合は「健康保険資格確認書交付申請書」を添付してください。

年      月      日

資格確認書発行要否	※ <input type="checkbox"/> 発行が必要	資格確認書の発行が必要な場合はチェックを入れてください。
住 所	〒      -	
TEL	(      )      —	
携帯電話	—      —	
メールアドレス		
氏 名	(フリガナ)	
生年月日	年	月
	日	歳

静岡県自動車販売健康保険組合理事長 様

**【注意事項】**

1. この申請書は、資格喪失日（退職の翌日）から**20日以内**に必ず提出してください。
2. 引き続きご家族を扶養に入れる場合は「**健康保険被扶養者異動届**」を添付してください。
3. 保険料の納付方法は銀行振込となります。納付設定が必要なため、日中連絡が取れる電話番号等をご記入ください。
4. 保険料は退職時の標準報酬月額で決定します。ご不明な場合は、お問い合わせください。

TEL 054-286-5295

大きさ 縦128mm、横91mm

様式第●号

(裏面)

住 所	
備 考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄：〕</p> <p>署名年月日： 年 月 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____</p> <p>家族署名（自筆）： _____</p>	

(表面)

健康保険資格確認書			
本人（被保険者）			
年 月 日 交付			
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合			
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			
保 険 者 所 在 地			

資格確認書 有効期限の設定について

区分	有効期限	有効期限の設定基準等	対象者
1、通常の資格確認書	第1回目 有効期限 R10.9.30	※有効期限日を統一  ※第2回目以降は、3年周期を予定  ※発行は有効期限日の1ヶ月前  ※有効期間は最低6カ月間を超える期間を設けます。	①R6.12.2～R10.3.31 新規・再加入者でマイナ保険証未保有者  ②R7.11月時点で現行保険証保有者かつマイナ保険証未保有者  ※現行の保険証は、R7.12.1まで使用可能であるが、保険診療を途切れなく受けられるように、R7.11月中に交付します。  ※R10.4.1以降の新規・再加入者は、第2回目の有効期限が適用されます。
	第2回目 有効期限 R13.9.30	同 上	③R10.4.1～R13.3.31新規・再加入者でマイナ保険証未保有者  ④R10.8月末時点で、上記③以外のマイナ保険証未保有者
2、短期の資格確認書	「資格確認書交付申請書」の提出月から3カ月後の月末	※「資格確認書交付申請書」の提出が必要です。	①マイナンバーカード(マイナ保険証登録済み)を紛失し、再交付申請をする加入者等  ②マイナンバーカード(マイナ保険証登録済み)の電子証明の更新をする加入者等

## R6.12.2からR7.12.1までの事務手続きについて（詳細）

資料 4-1

### 1、資料中の文言について

- ①資格確認書：「確認書」、②資格情報のお知らせ：「お知らせ」、③資格確認書発行要否欄：「要否欄」
- ④マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が資格確認を補助する必要がある者：「要配慮者」
- ⑤「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」：「解除申請書」としてあります。

### 2、グループ区分について

※現行保険証の保有の有無で、事務手続きが異なるため、次のAグループ と Bグループ に区分しています。

**Aグループ**・・・R6.12.2以降の加入者等（現行保険証新規発行廃止後の加入者等）

**Bグループ**・・・R6.12.1以前の加入者等（現行保険証の保有者）

但し、次のように当初Bグループの加入者等が、Aグループに移動することがあることにご留意ください。

- ①定年退職再雇用等で再加入したとき
- ②退職して任意継続被保険者で再加入したとき
- ③現行保険証を紛失・き損して、「確認書」が交付されたとき
- ④氏名（性別）変更して、「確認書」が交付されたとき

### 3、事務手続きについての基本事項

#### 1、「確認書」について

(1)マイナ保険証未保有者に対し「確認書」を交付します。

【注意事項】マイナ保険証保有の有無の確認に、1週間から10日間程度を要するため、現行保険証のように即日交付はできません。

(2)資格取得届・被扶養者異動届に、「確認書」の発行が必要か判定できるように「要否欄」が設けられました。

発行が必要な場合はチェックを付けることとなりました。

なお、「確認書」の発行が必要な場合は、交付理由の確認のため「確認書」交付申請書の添付が必要となりました。

※但し、出生の場合は「子供医療費受給者証」の申請に健康保険情報が必要なため、被扶養者異動届の提出だけで「確認書」を発行します。「要否欄」のチェックと「確認書」の添付は、不要です。

【注意事項】健保組合で、「要否欄」・「確認書」の内容を審査して、医療保険者等の中間サーバー（以下、中間サーバー）で、マイナ保険証の保有の有無を確認後に「確認書」を発行します。

そのため、要配慮者を除き、「確認書」の発行は必要と申請しても、マイナ保険証を保有しているときは、「確認書」は発行しません。

逆に、「確認書」の発行は不要と申請しても、マイナ保険証を保有していないときは、「確認書」を発行します。

※要配慮者を除き、念のためマイナ保険証の予備として「確認書」を保有することはできません。

(3)Bグループの加入者等（現行保険証保有者）には、現行保険証が有効の間は、「確認書」は交付しません。

(4)「確認書」の交付のタイミングは、別添の資料4-4のとおりです。 ※マイナ保険証未保有者が、交付対象者です。

(5)「確認書」の有効期間中の資格喪失・被扶養者の扶養減のときは、「確認書」を回収します。

(6)「確認書」の交付後にマイナ保険証を保有した場合は、「確認書」を回収します。

(7)加入者等が、現行保険証を保有しているのか、「確認書」を保有しているのか判別できるように、「確認書の交付者リスト」を事業所様に送付します。

#### 4、「お知らせ」について

(1)「お知らせ」の交付のタイミングは次のとおりです。 ※R6.12.2から交付開始

①令和6年9月2日から令和6年12月1日までの加入者等（Bグループ）

※「お知らせ」（個人番号下4桁あり）の一斉交付後の加入者等には、令和6年12月2日以降に一斉交付します。

②R6.12.2以降の加入者等には、随時交付します。

③健康保険情報が、変更したとき（A・Bグループ）

※健康保険情報：①氏名・性別 ②生年月日 ③被保険者記号・番号・枝番・保険者番号・保険者名・保険者所在地

④資格取得年月日、交付年月日 ⑤負担割合および発行期日（70歳以上の加入者のみ）

(2)退職時等に「お知らせ」の回収は、不要です。

#### 5、マイナンバーカード・マイナ保険証について

(1)マイナ保険証の登録解除については、健保組合に書面で申請することとなりました。

※「解除申請書」が、必要です。

※申請者には、「確認書」を交付します。

(2)マイナンバーカード（マイナ保険証登録済み）を紛失し、マイナンバーカードの再交付申請をするときは、「確認書」交付申請書の提出が必要です。（Aグループ）

※短期の有効期限（3カ月間）の「確認書」を交付します。

(3)マイナンバーカード（マイナ保険証登録済み）を紛失し、マイナンバーカードの再交付申請をしないときは、「解除申請書」の提出が必要です。（A・Bグループ） Aグループは、併せて「確認書」交付申請書の提出が必要です。

※「確認書」を交付します。

※Bグループは、有効な現行保険証を保有しているため、「確認書」は発行しません。

**(4)マイナンバーカード（マイナ保険証登録済み）の電子証明を更新するとき、「確認書」交付申請書の提出が必要です。**

**（Aグループ）**

※短期の有効期限（3か月間）の「確認書」を交付します。

※Bグループは、有効な現行保険証を保有しているため、「確認書」は発行しません。

**(5)マイナンバーカード（マイナ保険証登録済み）の電子証明を更新しないとき、「解除申請書」交付申請書の提出が必要です。**

**（A・Bグループ）**

※「確認書」を交付します。

※Bグループは、有効な現行保険証を保有しているため、「確認書」は発行しません。

R6.12.2からR7.12.1までの事務手続きについて（一覧表）

グループA：R6.12.2以降の加入者等（現行保険証新規発行廃止後の加入者等、グループB：R6.12.1以前の加入者等（現行保険証の保有者）

場 面	グループ	事業所様での事務手続き（※は、新設の事務手続き）
(1)資格取得したとき	A	(1)※資格取得届に「確認書」の「要否欄」が新設されました。 ※「確認書」の発行が必要なときは、チェックを入れ、併せて「資格確認書」を添付してください。 (2)「取得届」にマイナンバーを記入してください。 (3)「資格取得時報酬確認・給付金の振込口座・住所等設定届」を添付してください。 (4)取得日から5日以内に、「取得届」を提出してください。
(2)被扶養者（増）のとき	A・B	(1)※被扶養者異動届に「確認書」の「要否欄」が新設されました。 ※「確認書」の発行が必要なときは、チェックを入れ、併せて「資格確認書」を添付してください。 (2)※後日、マイナ保険証を保有したときは、「確認書」を回収します。 (3)「被扶養者異動届」にマイナンバーを記入してください。 (4)扶養事実を証明する書類等を添付してください。 (5)扶養に至った日から5日以内に、「被扶養者異動届」を提出してください。
(3)被扶養者（出生）のとき	A・B	(1)※健保組合では、「要否欄」のチェックの有無に関わらず、「確認書」を交付します。 (2)※後日、マイナ保険証を保有したときは、「確認書」を回収します。 (3)「被扶養者異動届」を提出してください。 (4)「被扶養者異動届」にマイナンバーを記入してください。 (5)扶養に至った日から5日以内に、「被扶養者異動届」を提出してください。
(4)資格喪失したとき	A	※「確認書」の保有者については、「確認書」の回収と健保組合への返納が必要です。 但し、有効期限が切れた「確認書」の回収は不要です。 被扶養者がいる場合は、同上の手続きが必要です。
	B	現行保険証の回収と健保組合への返納が必要です。但し、現行保険証が廃止となるR7.12.2以降は回収は不要です。 被扶養者がいる場合は、同上の手続きが必要です。 <b>【注意】※「確認書」を保有している被扶養者がいるときは、「確認書」を回収してください。</b>
(5)被扶養者（減）のとき	A	※「確認書」の保有者については、「確認書」の回収と健保組合への返納が必要です。 但し、有効期限が切れた「確認書」の回収は不要です。
	B	現行保険証の回収と健保組合への返納が必要です。但し、現行保険証が廃止となるR7.12.2以降は回収は不要です。 <b>【注意】※「確認書」を保有している被扶養者がいるときは、「確認書」を回収してください。</b>

グループA：R6.12.2以降の加入者等（現行保険証新規発行廃止後の加入者等、グループB：R6.12.1以前の加入者等（現行保険証の保有者）

場 面	グループ	事業所様での事務手続き（※は、新設の事務手続き）
(6)「確認書」を紛失・き損したとき	A	※「資格確認書（再）交付申請書」の提出が必要です。 本人確認のため、「運転免許証（写）」等の添付が必要です。 き損の場合は、き損した「確認書」の返納が必要です
(7)現行保険証を紛失・き損したとき	B	※マイナ保険証を保有していないときは、「資格確認書交付申請書」の提出が必要です。 本人確認のため、「運転免許証（写）」等の添付が必要です。 き損の場合は、き損した「現行保険証」の返納が必要です。
(8)マイナンバーカード（マイナ保険証登録済み）を紛失したとき	A	(1)※マイナンバーカードの再交付申請をするときは、「資格確認書交付申請書」の提出が必要です。 ※有効期限が短期間（3カ月間）の「確認書」を交付します。 (2)※マイナンバーカードの再交付申請をしないときは、「資格確認書交付申請書」と「解除申請書」の提出が必要です。 ※「確認書」を交付します。
	B	(1)※マイナンバーカードの再交付申請をするときは、現行保険証が有効の間は、健保組合への手続きは不要です。 (2)※マイナンバーカードの再交付申請をしないときは、「解除申請書」の提出が必要です。 現行保険証が有効の間は、現行保険証を使用してください。
(9)マイナンバーカード（マイナ保険証登録済み）の電子証明の更新のとき	A	(1)※電子証明の更新をするときは、「資格確認書交付申請書」の提出が必要です。 ※有効期限が短期間（3カ月間）の「確認書」を交付します。 (2)※電子証明の更新をしないときは、「資格確認書交付申請書」と「解除申請書」の提出が必要です。 ※通常の「確認書」を交付します。
	B	(1)※電子証明の更新をするときは、現行保険証が有効の間は、健保組合への手続きは不要です。 (2)※電子証明の更新をしないときは、「解除申請書」の提出が必要です。 現行保険証が有効の間は、現行保険証を使用してください。
(10)マイナンバーカード（マイナ保険証登録済み）を返納したとき	A	※「資格確認書交付申請書」と「解除申請書」の提出が必要です。 ※健保組合が中間サーバーで、マイナンバーカードの返納を確認後に「確認書」を交付します。
	B	※「解除申請書」の提出が必要です。 現行保険証が有効の間は、現行保険証を使用してください。
(11)「お知らせ」を紛失・破損したとき	A・B	※「お知らせ」再交付申請書の提出が必要です。 但し、マイナポータルで資格情報の確認ができる場合は、再交付申請は不要です。 ※き損し再交付申請をする場合は、き損した「お知らせ」の添付が必要です。

グループA：R6.12.2以降の加入者等（現行保険証新規発行廃止後の加入者等、グループB：R6.12.1以前の加入者等（現行保険証の保有者）

場 面	グループ	事業所様での事務手続き（※は、新設の事務手続き）
(12)氏名変更したとき	A	(1)※「氏名変更届」の提出が必要です。「資格確認書」の保有者は、氏名変更前の「資格確認書」を返納してください。 (2)※「マイナ保険証」の未保有者に、「確認書」を交付します。 (3)※「氏名変更届」提出者に「お知らせ」を交付します。 被扶養者も同時に氏名変更した場合は、同上。
	B	(1)「氏名変更届」の提出が必要です。現行保険証を返納してください (2)※「マイナ保険証」の未保有者に、「確認書」を交付します。 (3)※「氏名変更届」提出者に「お知らせ」を交付します。 被扶養者も同時に氏名変更した場合は、同上。 被扶養者には、「確認書」を交付している場合があることにご注意ください。
(13)性別変更したとき	A・B	(12)と同じ（但し、「氏名変更届」を「性別変更届」に読替えてください。
(14)前期高齢者（70歳）になり同時に負担割合が変更したとき	A	事業所様での事務手続きはありません。 (1)※マイナ保険証の保有者には、「お知らせ」を交付します。 (2)※「確認書」の保有者には、「確認書」と「お知らせ」を交付します。旧「確認書」を返納してください。
	B	事業所様での事務手続きはありません。 (1)※マイナ保険証の保有者には、「お知らせ」を交付します。 (2)※「現行保険証」の保有者には、「高齢受給者証」と「お知らせ」を交付します。
(15)前期高齢者（70歳）以上の者の負担割合が変更したとき  (月額変更届・算定基礎届による変更)	A	事業所様での事務手続きはありません。 (1)※マイナ保険証の保有者には、「お知らせ」を交付します。 (2)※「確認書」の保有者には、「確認書」と「お知らせ」を交付します。旧「確認書」を返納してください。
	B	事業所様での事務手続きはありません。 (1)※マイナ保険証の保有者には、「お知らせ」を交付します。 (2)※「現行保険証」の保有者には、「高齢受給者証」と「お知らせ」を交付します。
(16)限度額適用認定証の交付について	A	マイナ保険証未保有者は、限度額適用認定申請書を提出してください。 ※原則 マイナ保険証の保有者には、「限度額適用認定証」は交付しません。 但し、医療機関の指示があったときは、「限度額適用認定証」を交付します。
	B	同 上

グループA：R6.12.2以降の加入者等（現行保険証新規発行廃止後の加入者等、グループB：R6.12.1以前の加入者等（現行保険証の保有者）

場 面	グループ	事業所様での事務手続き（※は、新設の事務手続き）
(17)マイナ保険証の登録解除について	A	「解除申請書」と「資格確認書交付申請書」の提出が必要です。 ※「確認書」を交付します。
	B	「解除申請書」の提出が必要です。 ※現行保険証の猶予使用期間が終了前にの適切な時期に、「確認書」を交付します。
(18)現行保険証の自主返納について	B	※マイナ保険証の保有者で、現行保険証の有効期限前に自主返納することができます。 ※自主返納した現行保険証を健保組合に送付してください。

1	<p>現行保険証の新規・再発行は、令和6年12月2日で廃止となります。</p> <p>※取得日等が令和6年12月2日以降のとき、発行日が令和6年12月2日以降のときは、現行保険証は、発行できません。</p>
2	<p>健保組合が保険証を発行できるのは、令和6年11月30日（土）の午前中までに処理した不備のない届出です。</p> <p>届出の確認等がありますので、令和6年12月1日以前の取得日等の届出は、令和6年11月29日（金）までに健保組合に到着するようお手配下さい。</p>
3	<p>「資格確認書」は、マイナ保険証を保有していない加入者等に発行します。※但し、第三者等の介助が必要な要配慮者を除きます。</p>
4	<p>有効な現行保険証を保有している加入者等には、「資格確認書」は発行しません。</p>
5	<p>「資格確認書」の発行には、1週間から10日間程度を要するため、現行保険証のように即日交付はできません。</p>
6	<p>「資格取得届」、「被扶養者異動届」、「任意継続被保険者資格取得申請書」が、新様式になり「資格確認書」の発行要否欄が設けられました。</p> <p>※「資格確認書」の発行が必要なときは、発行要否欄にチェックを入れます。</p> <p>※併せて、新設の「資格確認書交付申請書」の添付が必要です。</p>
7	<p>「資格取得届」の電子申請を旧様式での申請のときは、備考欄に「資格確認書要」と記載します。</p> <p>※併せて、新設の「資格確認書交付申請書」の添付が必要です。</p>
8	<p>退職再雇用者・任意継続被保険者の再加入のとき、被扶養者のいる場合は、「被扶養者異動届」の提出が必要となりました。</p> <p>※併せて、新設の「資格確認書交付申請書」の添付が必要です。</p>
9	<p>「資格確認書」をマイナ保険証の予備のために保有したいという理由では、「資格確認書」は発行しません。</p>
10	<p>「資格確認書」の保有者が、マイナ保険証を保有したときは、「資格確認書」を回収します。</p>
11	<p>現行保険証使用の経過措置中に、資格喪失・被扶養者の減・氏名（性別）変更したときは、現行保険証を回収します。</p>
12	<p>「資格確認証」の有効期限内に、資格喪失・被扶養者の減・氏名（性別）変更したときは、「資格確認書」を回収します。</p>

「確認書」の交付のタイミング ※マイナ保険証の未保有者が対象 (●：交付)

資料 4 - 4

グループA：R6.12.2以降の加入者等（現行保険証新規発行廃止後の加入者等、グループB：R6.12.1以前の加入者等（現行保険証の保有者）

区 分	Aグループ	Bグループ
(1)被保険者の取得のとき	●	
(2)被保険者の再加入（再雇用・任継）のとき	●	●
(3)被扶養者の異動・増のとき	●	●
(4)被扶養者の再加入（再雇用・任継）のとき	●	●
(5)現行保険証を紛失・き損したとき		●
(6)「確認書」を紛失・き損したとき	●	
(7)氏名（性別）変更したとき	●	●
(8)加入者等が70歳に到達し、同時に負担割合が変更したとき		
(9)算定基礎届等、で70歳以上の加入者等の負担割合に変更があったとき		
※Aグループ：「確認書」に負担割合の表示があるため、現行の「高齢受給者証」は交付しません。	●	
※Bグループ：現行保険証を保有しているため「確認書」は交付せず、現行の「高齢受給者証」を交付します。		
(10)現行保険証の廃止前（R7.1.1月）で、マイナ保険証の未保有の状態のとき		●
(11)マイナ保険証登録のあるマイナンバーカードを紛失し、再交付申請をするとき		
(12)マイナ保険証登録のあるマイナンバーカードの電子申請を更新するとき	●	
(13)マイナ保険証登録のあるマイナンバーカードを返納したとき		
※Bグループ：現行保険証を保有しているため「確認書」は交付しません。		